令和7年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　坂出市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	89.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.7%
全職員	90.5%

2.「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	ー
本庁課長相当職	97.4%
本庁課長補佐相当職	101.3%
本庁係長相当職	99.5%

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
36年以上	99.2%
31～35年	97.7%
26～30年	92.9%
21～25年	96.9%
16～20年	91.6%
11～15年	96.4%
6～10年	87.9%
1～5年	91.2%

【説明欄】

役職段階別について
本庁部局長・次長相当職の女性職員の対象者なしのため「ー」と表記

坂出市消防本部について
情報公表の対象者が少ないことから非公表

全体を通じて、男性より女性の給与が低くなっている要因として、男性は世帯主や住居の契約者となっている割合が多く、扶養手当や住居手当などの手当が考えられる。また、部分休業など取得するのは女性が多いため、その点も給与の差異に影響を与えていると思われる。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。